大阪府条例第　　　号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

　大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－３

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （補償の範囲、金額及び支給方法等）第三条　補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）で定める基準による。（報告、出頭等）第四条　大阪府教育委員会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。（一時差止め）第五条　補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、大阪府教育委員会は、補償の支払を一時差し止めることができる。第六条　（略）　　　附　則　この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十二月一日から適用する。１－４ | （補償基礎額）第三条　補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。２　前項の補償基礎額は、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、別表に定める額による。３　次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の負傷若しくは死亡原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。　一　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）　二　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子　三　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫　四　六十歳以上の父母及び祖父母　五　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹　六　身体又は精神に著しい障害のある者４　扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養加算額は、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。（補償基礎額の限度額）第四条　休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合における休業補償（以下「長期療養者の休業補償」という。）に係る前条の規定による補償基礎額が、長期療養者の休業補償を受けるべき学校医等の休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日における年齢に応じ公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。）第一条の二第一項の規定により文部科学大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、前条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る補償基礎額とする。第五条　傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る第三条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき学校医等の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあつては、学校医等の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該学校医等の基準日における年齢）に応じ政令第一条の三第一項の規定により文部科学大臣が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、第三条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る補償基礎額とする。（補償の範囲、金額、支給方法等）第六条　補償の範囲、金額、支給方法等については、法及びこの条例に特別の規定がある場合を除くほか、非常勤職員の災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第三十九号）第二条第一項に規定する職員の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等の例による。第七条　（略）　　　附　則　この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十二月一日から適用する。別表（第三条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数 | 五年未満 | 五年以上一〇年未満 | 一〇年以上一五年未満 | 一五年以上二〇年未満 | 二〇年以上二五年未満 | 二五年以上 |
| 学校医及び学校歯科医の補償基礎額 | 円六、六一八 | 円八、二八三 | 円九、七九五 | 円一〇、九二三 | 円一一、七一八 | 円一二、四三八 |
| 学校薬剤師の補償基礎額 | 五、五六八 | 六、四七〇 | 七、〇三八 | 八、〇九三 | 八、九五〇 | 九、三九八 |

　備考　　１　医師、歯科医師又は薬剤師（以下「医師等」という。）としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。　　２　次の各号に掲げる者については、当該各号に定める年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。　　　一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後実地修練を経た者　一年　　　二　学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者　四年　　　三　旧大学令による大学院又は研究科の第二期若しくは後期の課程を修了した者　五年　　　四　旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者　三年　　　五　旧大学令による大学院又は研究科の第一期の課程を修了した者　二年　　３　次の各号に掲げる者については、当該各号に定める年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。　　　一　旧専門学校令による専門学校で修業年限が五年のものを卒業した者　二年　　　二　旧専門学校令による専門学校で修業年限が四年のものを卒業した者　医師及び歯科医師にあつては三年、薬剤師にあつては一年　　　三　旧専門学校令による専門学校で修業年限が三年のものを卒業した者　歯科医師にあつては四年、薬剤師にあつては二年　　４　備考２の各号及び備考３の各号のいずれにも該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより、備考２及び備考３の規定による取扱いに準じて医師等としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかつた者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。 |
|  |  |

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（適用区分）

２　新条例の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

１－５

１－６